

議案第152号

当せん金付証券発売の限度額について

当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第4条第1項の規定により
当せん金付証券を発売できる限度額を次のとおり定める。

平成20年11月25日提出

川崎市長 阿部孝夫

- | | |
|---------|-----------------|
| 1 発売年度 | 平成21年度 |
| 2 発売限度額 | 13,000,000,000円 |

参考資料

提案要旨

平成21年度における公共事業等の財源に充てるため、当せん金付証券を発売するにあたり、当せん金付証券法第4条第1項の規定により、その限度額を定める必要があるので提出する。